

## 港区地域防災計画 震災編(令和4年3月修正)のポイント

### 3 「福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保」に関わる事項

#### (1) 福祉避難所における避難行動要支援者の受入れ体制

##### ・福祉避難所における避難行動要支援者の受入把握

福祉避難所における避難行動要支援者の受入れに当たり、事前に福祉避難所の実情や要介護高齢者の介護度、障害特性、医療的ケアなど、当該施設を利用している避難行動要支援者の状況を踏まえた福祉避難所ごとの受入対象者を把握します。

#### (2) 災害時における避難行動要支援者の支援体制

##### ・災害時における避難行動要支援者の安否確認体制の構築

災害時協力協定に基づき、区内の介護事業者や障害福祉関係事業者が災害時避難行動要支援者名簿を活用して、要支援者の安否確認を行います。

区内の介護事業者や障害福祉関係事業者と、災害時協力協定の締結をさらに進め、災害時の避難行動要支援者の安否確認や区民避難所等で必要な支援を迅速に行う体制を強化します。

##### ・福祉避難所への応援体制

障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます。



# 東京都介護職員宿舎 借り上げ支援事業の概要について

公益財団法人東京都福祉保健財団では東京都からの補助金を受け、介護事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。



新規募集は、令和5年度までの予定です。

## 1 目的

都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

## 2 助成対象

### 対象事業所

都内に所在する介護サービス<sup>※1</sup>を提供する民間の事業所で、区市町村長により福祉避難所<sup>※2</sup>の指定を受け、又は区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所です。ただし、地域密着型サービス事業所及び共生型サービス事業所<sup>※3</sup>と、それ以外のサービスで国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。

※1 介護福祉施設・介護保健施設・介護医療院・介護療養施設・訪問介護・通所介護の各サービス及び介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

※2 高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

※3 介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスを運営している事業所

令和3年度

# 受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生  
高校3年生等に  
塾費用や受験料を  
無利子で貸付

高校、大学等に  
入学した場合  
返済が免除

中途退学した方の  
再チャレンジにも

## 貸付資金の内容

### 学習塾等受講料貸付金

対象	中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方 <sup>※1</sup>
貸付限度額	200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 <sup>※2</sup>
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用 <sup>※3</sup>

### 受験料貸付金(高校受験料)

対象	中学3年生又はこれに準じる方 <sup>※1</sup>
貸付限度額	27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 <sup>※2</sup>
貸付の範囲	対象となる高等学校等の受験料 <sup>※3</sup> ・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可 ・1校当たりの受験料は2万3千円まで

### 受験料貸付金(大学受験料)

対象	高校3年生又はこれに準じる方 <sup>※1</sup>
貸付限度額	80,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 <sup>※2</sup>
貸付の範囲	対象となる大学の受験料 <sup>※3</sup>

※1 準じる方は、中学3年又は高校3年に在籍していない進学を目指す方(高校・大学等中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等)です。

※2 ただし、中学3年生のときに貸付を受け、高校3年生で再度申し込むことは可能です。

※3 目的を同じくする他の公的制度を利用している場合、他の公的制度で受けた額以上に資金が必要となるときに限り、その差額について申込が可能です。

※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。

## ご利用いただける方

次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方

- 1 世帯の生計中心者(20歳以上)であること。
- 2 世帯(父母等養育者)の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること。

【総収入】					【合計所得金額】				
世帯人数	2人	3人	4人	5人	世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,717,000	3,343,000	3,864,000	4,415,000	一般世帯	1,722,000	2,180,000	2,551,000	2,992,000
ひび制世帯	3,018,000	3,788,000	4,415,000	4,832,000	ひび制世帯	1,933,000	2,850,000	2,992,000	3,325,000

※世帯人数とは、父母等養育者、要介護者、18歳未満義務教育修業者(合計)の子供及び18歳以上の就学中等(浪人生を含む)の子供の人数  
※賃貸物件に住んでいる方は年額上限94万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。  
※営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等には、合計所得金額で確認します(家賃分の減額はできません)。

- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。
- 4 土地・建物を所有していないこと。(融資している場合は、不動産所有権がある場合は、貸と認められる場合がありますのでご確認ください)
- 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること。
- 6 生活保護受給世帯の世帯主又は世帯員でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと。

※原則連帯保証人が1名必要(困難な場合は連帯借受人可)

## お問い合わせ先

福祉保健局生活福祉部地域福祉課 03-5320-4072

お住まいの  
区市町村窓口



港区は「子ども家庭支援センター」家庭相談窓口

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業 検索



東京都 R70